



2026年9月29日

各 位

会 社 名 株式会社ギックス
代表者名 代表取締役CEO 網野 知博
(コード番号：9219、東証グロース)
問合せ先 広報・IR部長 岩田 夏希
(TEL. 03-3452-1221)

譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行に関するお知らせ

当社は、2026年9月28日開催の当社取締役会において、譲渡制限付株式報酬として新株式の発行（以下、「本株発行」という。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2026年10月15日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 6,013株
(3) 発行価額	1株につき 900円
(4) 発行総額	5,411,700円
(5) 割当予定先	取締役4名 6,013株

2. 発行の目的及び理由

当社は、2023年9月28日開催の当社第11回定時株主総会において、株主の皆様との一層の価値共有を進めると共に取締役の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与することを目的として、当社の取締役（社外取締役を含む。以下総称して「取締役」という。）に対し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入すること、並びに、譲渡制限付株式の付与と引換えにする金銭報酬債権を年額100百万円（うち社外取締役50百万円）の範囲で付与すること、取締役に割り当てるために発行又は処分される普通株式の総数は、1事業年度5万株以内（うち社外取締役2.5万株以内）とすること等につき、ご承認をいただいております。

昨日、当社取締役会により、当社第14回定時株主総会から2027年9月開催予定の当社第15回定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である当社の取締役4名（以下、「割当対象者」という。）に対し、金銭報酬債権5,411,700円を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式6,013株を割り当てることを決議いたしました。なお、割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社における割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。

また、当該金銭報酬債権は、割当対象者が、当社との間で、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」という。）を締結すること等を条件として支給いたします。

3. 割当契約の概要

①譲渡制限期間

本払込期日から2065年9月28日までの間（以下、「本譲渡制限期間」という。）、本株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない（以下「本譲渡制限」という。）。

②譲渡制限付株式の無償取得

1. 当社は、本譲渡制限期間が満了した時点において本譲渡制限が解除されていない本株式の全部について、当該時点の直後の時点をもって、当然にこれを無償で取得する。
2. 割当対象者が本譲渡制限期間中に次の各号のいずれかに該当した場合、当社は、割当対象者が当該各号に該当した時点をもって、本株式の全部を当然に無償で取得する。
 - (1) 割当対象者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - (2) 割当対象者について破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合
 - (3) 割当対象者が差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (4) 割当対象者が当社グループの適格役職員等からも退任した場合（但し、(i) 退任と同時に上記の地位のいずれかに就任又は再任する場合、(ii) 正当な理由により上記のいずれの地位からも退任した場合、及び(iii) 死亡により退任した場合を除く。）
3. 割当対象者が本譲渡制限期間中に次の各号のいずれかに該当した場合、当社は、割当対象者に対して本株式を無償で取得する旨を書面で通知することにより、当該通知の到達した時点（第8条第2項の規定により到達したものとみなされる時点を含む。）をもって、本株式の全部を当然に無償で取得する。
 - (1) 割当対象者において、当社グループの事業と競業する業務に従事し、又は競合する法人その他の団体の役職員に就任したと当社の取締役会が認めた場合（但し、当社の書面による事前の承諾を取得した場合を除く。）
 - (2) 割当対象者において、法令、当社グループの内部規程又は本契約その他当社グループと割当対象者との契約に重要な点で違反したと当社の取締役会が認めた場合、その他本株式の全部を当社が無償で取得することが相当であると当社の取締役会が決定した場合
4. 本払込期日から1年が経過した日までに割当対象者が上記第2項(4)但書(ii)又は(iii)の事由に該当する場合には、当社は、割当対象者が退任した時点をもって、次の(1)の数から(2)の数を引いた数の本株式を当然に無償で取得する。
 - (1) 本株式数
 - (2) 本払込期日を含む月から割当対象者が上記第2項(4)に掲げるいずれの地位からも退任した日を含む月までの月数を12で除した数（以下「在任期間比率」という。）に、本株式数を乗じた数（但し、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）

③譲渡制限の解除

当社は、割当対象者において、本譲渡制限期間（但し、本譲渡制限期間中に、割当対象者が当社又は当社の子会社（以下、当社及び当社の子会社を「当社グループ」と総称する。）の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位（以下総称して「適格役職員等」という。）のいずれの地位からも正当な理由により退任した場合又は死亡により退任した場合には、本払込期日から当該退任までの期間とする。）中、継続して、当社グループの適格役職員等のいずれかの地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点（但し、割当対象者が正当な理由により退任した場合又は死亡により退任した場合は当該退任の直後の時点）をもって、当該時点において割当対象者（但し、割当対象者が死亡により退任した場合は割当対象者の相続人）が保有する本株式の全部についての本譲渡制限を解除する。

④株式の管理に関する定め

割当対象者は、当社が指定する金融商品取引業者に、当社が指定する方法により本株式を記載又は記

録する口座を開設し、本譲渡制限期間中（但し、本契約第2条第2項又は第4条第1項の規定により、本譲渡制限が解除された場合は、当該解除の時点まで）、本株式を当該口座に保管し、維持するものとする。

⑤組織再編等における取扱い

1. 当社は、本譲渡制限期間中に次の各号に掲げる事項が当社の株主総会（但し、第2号において当社の株主総会による承認を要さない場合及び第6号においては、当社の取締役会）で承認された場合（但し、次の各号に定める日（以下「組織再編等効力発生日」という。）が本譲渡制限期間の満了日より前に到来するときに限る。）には、当社の取締役会の決議により、本払込期日を含む月から当該承認の日（以下「組織再編等承認日」という。）を含む月までの月数を12で除した数に、組織再編等承認日において割当対象者が保有する本株式の数を乗じた数（但し、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。また、次の各号の事由が本払込期日から1年が経過した日以降に生じた場合は、本株式数と読み替える。）の本株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約：

合併の効力発生日

(2) 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画（当社が、会社分割の効力発生日において、当該会社分割により交付を受ける分割対価の全部又は一部を当社の株主に交付する場合に限る。）：

会社分割の効力発生日

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画：

株式交換又は株式移転の効力発生日

(4) 株式の併合（当該株式の併合により割当対象者の有する本株式が1株に満たない端数のみとなる場合に限る。）：

株式の併合の効力発生日

(5) 当社の普通株式に会社法第108条第1項第7号の全部取得条項を付して行う当社の普通株式の全部の取得：

会社法第171条第1項第3号に規定する取得日

(6) 当社の普通株式を対象とする株式売渡請求（会社法第179条第2項に定める株式売渡請求を意味する。）：

会社法第179条の2第1項第5号に規定する取得日

2. 前項に規定する場合には、当社は、組織再編等効力発生日の前営業日をもって、同日において本譲渡制限が解除されていない本株式の全部を当然に無償で取得する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行における発行価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2026年9月25日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である900円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上